



山形県公報

令和8年2月2日(月)

号 外 (6)

目 次

告 示

○保安林内の皆伐面積の限度……………(森林ノミクス推進課) … 1

告 示

山形県告示第53号

令和8年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和8年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林				皆伐面積の限度
				ヘクタール
日 向 川	水 源 か ん 養 保 安 林			318.57
相 沢 川	同			118.53
田 川	同			559.86
五十川～鼠ヶ関	同			90.88
鮭 川	同			681.54
小 国 川	同			337.80
銅山川～角	同			409.13
北 村 山	同			490.12
寒 河 江 川	同			224.67
月布川～朝日	同			106.23
山 形	同			292.73
白 川	同			412.27
荒 川	同			418.35
置 賜	同			533.76
前 川	同			25.66
日 向 川	土 砂 流 出 防 備 保 安 林			12.04
相 沢 川	同			17.01
田 川	同			358.08
五十川～鼠ヶ関	同			143.90
鮭 川	同			47.79
小 国 川	同			42.10
銅山川～角	同			32.82
北 村 山	同			424.07
寒 河 江 川	同			60.04

[illegible]